（サンテ№98　P12 補足資料）

平成 28 年 4 月から変わります　傷病手当金・傷病手当金付加金・出産手当金の計算方法が大きく変わります

平成28年4月から、傷病手当金・傷病手当金付加金および出産手当金（以下、「傷病手当金等」）の支給額の基となる額が「傷病手当金等の支給日の属する月の標準報酬月額」から「傷病手当金等の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の各月の標準報酬月額の平均額」に変更となります。

支給日額

（1）見直し前（～平成28年3月31日）

①標準報酬の日額＝支給日の属する月の標準報酬月額÷30（1 の位を四捨五入）

②傷病手当金等の日額＝標準報酬の日額×2/3（少数点第1位を四捨五入）

（2）見直し後（平成 28 年4月1日～）

①標準報酬の日額＝傷病手当金等の支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 ヶ月の各月の標準報酬月額の平均額÷30（1の位を四捨五入）

②傷病手当金等の日額＝標準報酬の日額×2/3（少数点第1位を四捨五入）

支給例　（「直近の継続した12か月の各月の標準報酬月額の平均額の30分の1」の3分の2とは？）

平成28年4月10日から傷病手当金の支給を開始する場合の例 【平成28年4月の標準報酬月額 134,000 円の場合】

（1）見直し前（～平成28年3月31日）

①平成 28 年4月の標準報酬月額　134,000 円

②標準報酬の日額　134,000 円÷30＝4,466.666…　≒　4,470 円（1 の位を四捨五入）

③平成28年4月の傷病手当金の基礎日額　4,470 円×2/3＝2,980 円　Ⓐ

④傷病手当金の支給額　2,980 円×日数

（2）見直し後（平成28年4月1日～）

平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月
118,000 円	118,000 円	118,000 円	118,000 円	118,000 円	134,000 円
平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月	平成28年4月
134,000 円	134,000 円	134,000 円	134,000 円	134,000 円	134,000 円

①平成27年5月～平成28年4月の標準報酬月額の合計＝1,528,000 円

②平成27年5月～平成28年4月の標準報酬月額の平均額＝1,528,000 円÷12＝127,333.333….

③②で求めた額の 30 分の 1 に相当する額＝標準報酬の日額　127,333.333…÷30＝4,244.444…　≒　4,240 円（1 の位を四捨五入）

④③で求めた額の 2/3 に相当する額＝平成28年4月の傷病手当金の基礎日額　4,240 円×2/3＝2,826.666…　≒　2,827 円　Ⓑ
（少数点第1位を四捨五入）

⑤傷病手当金の支給額　2,827 円　×日数

※　上記の例は、平成 28 年4月以降に初めて傷病手当金等を受給する場合の例です。

※　平成 28 年3月末日までに既に傷病手当金を受給開始している場合は、平成28年4月1日支給分より、新しい計算方法になりますから、支給額が変動する場合もあります。

※「支給を始める日」が確定すると支給金額が固定されるため、その後、標準報酬月額が変更されたとしても、支給金額は変更されません。

TDK健保組合には傷病手当付加金制度があり、傷病手当金付加金は、1 日につき標準報酬の日額の 85%に相当する額（1円未満切捨て）から傷病手当金額を控除した額を支給します。

（1）見直し前（～平成28年3月31日）・・・上記Ⓐの場合で支給日数が 30 日の場合

傷病手当付加金の日額＝標準報酬の日額 4,470 円×0.85－（4,470×2/3）＝3,799−2,980＝819 円

傷病手当金 2,980 円×30 日＝89,400 円、傷病手当付加金 819 円×30 日＝24,570 円（1,000 円未満切捨て）≒24,000 円

合計支給額　113,400 円（89,400 円＋24,000 円）

（2）見直し後（平成28年4月1日～）・・・上記Ⓑの場合で支給日数が 30 日の場合

傷病手当付加金の日額＝標準報酬の日額 4,240 円×0.85−（4,240×2/3）＝3,604−2,827＝777 円

傷病手当金 2,827 円×30 日＝84,810 円、傷病手当付加金 777 円×30 日＝23,310 円（1,000 円未満切捨て）≒23,000 円

合計支給額　107,810 円（84,810 円＋23,000 円）